

発議案第 23 号

「旧統一協会」との関係を断ち切り、被害者救済のための法整備を行う
ことを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

令和 4 年 11 月 18 日

八千代市議会議長 大塚 裕介 様

提出者	八千代市議会議員	伊原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子
	同	飯川 英樹

提案理由

国に対し、「旧統一協会」との関係を断ち切り、被害者救済のための法整備を行うことを求める。

これが、本案を提出する理由である。

「旧統一協会」との関係を通ち切り、被害者救済のための法整備
を行うことを求める意見書

政権与党や議員と旧統一協会（世界平和統一家庭連合）との密接な関係、癒着の実態が明らかになり、国政上の大きな問題になっている。

旧統一協会は、正体を隠して市民に近づき、伝道活動を行い、洗脳、靈感商法、献金強要、集団結婚式、家庭の崩壊、児童虐待等の問題を引き起こし、多数の被害者を生み出している反社会的なカルト集団である。

全国灵感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）支援の裁判でも、旧統一協会は多くの裁判で有罪判決を受け、その犯罪性は否定のしようがない。

国政選挙や地方選挙においては、憲法改正や家庭教育支援法制定の推進、反ジェンダー等を盛り込んだ推薦確認書を交わして選挙応援を行い、国政に影響を与えてきている。

さらに、「旧統一協会創始者の文鮮明氏の発言録（615巻）から、1989年に自民党「安倍派」を中心に国会議員との関係強化を図るよう信者に語っていた事実」（毎日新聞）が明らかになったことから、徹底的な真相究明は必須である。

国会では緊急に被害者救済の法案の協議が始まった。被害者への支援として、法的支援、心理的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等が早急に必要である。

また、新たな被害を生み出さないために、①マインドコントロール等の悪質な勧誘行為による寄附の強要禁止、②家庭を崩壊させるような社会的に許容し難い悪質な寄附要求の禁止、③悪質な勧誘行為による寄附の取消しや損害賠償請求を可能とすること、④宗教二世、三世、配偶者等の人権を守り、被害者の救済を図ること等を盛り込んだ法整備が必要である。

よって、本市議会は国に対し、「旧統一協会」との関係を断ち切り、被害者救済のための法整備を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年11月29日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様